

丹波市食育推進会議設置条例

平成18年 9月29日 条例第96号

改正

平成23年 2月 9日 条例第 6号

平成24年 3月 8日 条例第12号

丹波市食育推進会議設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、丹波市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 法第18条第1項に規定する丹波市食育推進計画の作成及び実施の推進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策の実施における必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 公募による市民

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長)

第6条 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる推進会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成23年 2月 9日 条例第 6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月 8日 条例第12号）

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。